

報道関係者各位

令和4年10月4日

## 行政文書開示請求時における誤交付文書の回収について

令和4年9月21日付で発表いたしました表題の件につきまして、誤って交付した文書を請求者より返還いただきましたのでご報告します。

今後、開示文書の交付前には複数の職員で内容を確認し、再発防止に努めてまいります。

### 1 回収した文書等

- (1) 回収文書：不開示情報にあたる部分をマジックで黒塗りした、複写する前の文書 7枚
- (2) 回収日時：令和4年10月3日（月）
- (3) 回収方法：郵送による返還

### 2 事案の内容【経過】

- (1) 9月16日（金）
  - ・ 開示文書交付
  - ・ 開示した文書の中に、下の文字が透けて見える状態のものと、請求者から指摘がありました。その場で開示資料の確認のお願いと、透けている資料の返還を複数回にわたってお願いしました。その後も継続して請求者には返還をお願いしておりました
- (2) 9月21日（水）

「行政文書開示請求における不開示情報の流出について」記者発表
- (3) 9月27日（火）

郵送にて誤交付文書を返還していただく旨、請求者と合意  
※本市より返信用封筒を送付
- (4) 10月3日（月）

誤交付文書を郵送にて受領